

令和8年3月6日
東日本高速道路株式会社

「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する 高速道路の無料措置」の期間の延長について ～令和9年3月31日まで延長されます～

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、当面、令和9年3月末まで期間を延長する旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

【概要】

- 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和9年3月31日（水）まで延長します。
- 一部の利用者において、業務や営業目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、令和4年4月から対象車種を中型車以下に限定したところですが、なおも業務や営業目的と思われる利用が確認されている状況から、令和7年9月より、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置対象から除外しているところです。
- 本特例措置が開始されて約14年が経過し、既に複数の市町村において避難指示が全域で解除されていること等を踏まえ、終期の設定等を含めた今後の制度のあり方についても、検討を進めてまいります。

国土交通省の令和8年3月6日記者発表内容(全文)については、こちらをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002051.html

1. 無料措置の実施期間

旧)令和8年3月31日(火)24時まで

新)令和9年3月31日(水)24時まで

2. 令和8年4月1日以降のご利用について

現在ご利用いただいている「ふるさと帰還通行カード(緑色)(移動経路に係る証明書をお持ちの方は当該証明書も含まれます。)」は、引き続き令和8年4月1日以降もご利用いただけます。

3. その他

無料措置の詳細については、**別紙**をご参照ください。

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置

1. 実施期間

令和9年3月31日(水) 24時まで

2. 対象者

以下A、Bの方のうち、東日本大震災発生時(以下、「被災時」といいます。)に居住していた市町村が指定する「ふるさと帰還通行カード」受付窓口に「ふるさと帰還通行カード」の申込を行い、当社からカードの貸与を受けた方が対象です。

A. 被災時に、原発事故の警戒区域等(下表の区域)に居住していた方

【福島県】

浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村、飯舘村	
南相馬市のうち、 右記の区域	小高区、原町区、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内、市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班まで、2130 林班
田村市のうち、 右記の区域	都路町、船引町横道(中山字小塚、中山字下馬沢を含む)、常葉町堀田、常葉町山根、市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで、301 林班から 303 林班までの一部
川俣町のうち、 右記の区域	山木屋、町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班まで、167 林班

B. 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

3. 対象車種

軽自動車等・普通車・中型車※(生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両)

※中型車のうち、自動車検査証の「用途」に貨物と記録されているもの(後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のものを除く。)は対象となりません。

4. 対象走行

下表の対象インターチェンジ(以下、「IC」といいます。)を入口または出口として通行料金を取り扱う走行が対象です。

道路名	対象IC
東北自動車道	国見、桑折ジャンクション、福島飯坂、福島ジャンクション、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須※
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、新地、相馬、南相馬、浪江、常磐双葉、大熊、常磐富岡、広野、

	いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき小名浜、いわき勿来、桜土浦※
--	-------------------------------------

※ 加須ICおよび桜土浦ICについては、福島県双葉郡双葉町から避難されている方に限り、対象ICになります。

なお、**2. 対象者**のうち被災時に下記の市町村に居住されていた方においては、カード更新時又は新規申込時に申請のあった区間の走行に限り対象となります。

田村市、南相馬市(旧警戒区域及び帰還困難区域を除く地域)、伊達市、伊達郡川俣町 双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡川内村

5. ご利用方法

- ◆ ETCレーンは、利用できません。
入口、出口ともに **一般**、**ETC／一般**、**サポート**、**ETC／サポート**と表示されたレーンをご利用ください。
- ◆ 入口では、必ず通行券をお受け取りください。
- ◆ 出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、「ふるさと帰還通行カード」を料金所係員にお渡しください。
- ◆ 出口料金所で「一般 精算機」と表示された料金精算機が設置されているレーンでは、「通行券」および「ふるさと帰還通行カード」を挿入する前に、呼出ボタンまたはレバーにより係員を呼び出してください。係員を呼び出し後、原発事故による避難者である旨をお申し出ください。
- ◆ 出口料金所で**サポート**、**ETC／サポート**と表示されたレーンでは、当該レーンに設置されたインターフォン等で原発事故による避難者である旨をお申し出ください。
- ◆ カード更新時又は新規申込時に申請のあった区間が記載された「ふるさと帰還通行カード」とあわせて「移動経路に係る証明書(以下、「証明書」といいます。)」が発行された方が、「証明書」に記載された区間をご利用の場合は、出口で通行券及び「ふるさと帰還通行カード」とあわせて「証明書」もご提示ください。
- ◆ 対象車種は、「軽自動車等」・「普通車」・「中型車※」となります。

※中型車のうち、自動車検査証の「用途」に貨物と記録されているもの(後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のものを除く。)は対象となりません。

《 その他の注意事項 》

- ◆ 入口で **ETC／一般**、**ETC／サポート** の混在レーンをご利用する際は、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進出し、通行券をお取りください。
ETCカードを車載器に挿入したまま進入すると、ETC扱いとなり無料措置の対象になりません。
- ◆ スマートICは、利用できません。
- ◆ 「ふるさと帰還通行カード」をお持ちでない場合、無料措置の適用を受けることはできません。
- ◆ 山形自動車道・日本海東北自動車道(湯殿山IC～酒田みなとIC)、東京外環道、東京湾アクアライン、京葉道路(篠崎IC～幕張IC)などのNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など、対象ICを入口又は出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。
また、これらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行(首都高速を経由して東名高速道路を走

行した場合など)は対象外になります。

- ◆ カード更新時又は新規申込時に申請のあった区間が記載された「ふるさと帰還通行カード」が発行された方が、「ふるさと帰還通行カード」に記載された区間(「証明書」が発行された場合は、「証明書」に記載された区間も含みます。)の途中で乗り降りした場合や当該区間を越えた走行をした場合は、実際に走行した全区間の料金をお支払いいただきます。